

居住支援について

保護施設

保護施設の概要

	救護施設			更生施設			医療保護施設			授産施設			宿所提供施設			
設置根拠	生活保護法 第38条 第1項1号			生活保護法 第38条 第1項2号			生活保護法 第38条 第1項3号			生活保護法 第38条 第1項4号			生活保護法 第38条 第1項5号			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う			身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う			医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う			身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する			住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う			
設置主体	都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社															
運営費	措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4（医療保護施設は措置費ではなく診療報酬で運営）															
整備費	法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 （都道府県立・市町村立は平成18年度から補助対象外、医療保護施設は整備費補助はなし）															
都道府県による指導監督	社会福祉法人からの保護施設設置の認可申請に対する認可（法第41条） 運営に関する指導（法第43条）、監査（法第44条）、改善・事業停止・施設廃止の命令、認可取消（法第45条）															
施設数	年度	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
	H30	182	14	168	20	2	18	58	2	56	16	3	13	10	1	9
	R1	183	12	171	20	1	19	56	2	54	15	3	12	14	1	13
	R2	183	11	172	20	1	19	56	2	54	15	3	12	15	1	14
定員	16,345人			1,388人			—			470人			905人			
在所者数	16,288人			1,264人			—			325人			339人			

(注) 1 施設数以下の資料：「社会福祉施設等調査報告」

2 施設数欄は各年10月1日現在。定員、在所者数欄は、令和2年10月1日現在。

保護施設事務費における加算

費目	設定の要件	対象施設	適用額
寒冷地加算	国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び寒冷地手当支給規則に定める地域に所在する場合	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、社会事業授産施設	1級地に所在する救護施設の場合 22,920円（年額）
事務用冬期採暖費	北海道に所在する場合	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、社会事業授産施設	1施設あたり年額 取扱定員×2,310円
ボイラー技士雇上費	「ボイラー及び圧力容器安全規則」第1条第1号に規定するボイラーを設置しておりボイラー技士の免許を有する者を雇上げる場合	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、社会事業授産施設	1施設あたり年額 2,655,180円
機能回復訓練業務委託費	救護施設のうち「理学療法士及び作業療法士法」で定める理学療法士又は作業療法士が、機能回復訓練を原則として週1回以上行う場合	救護施設	1施設あたり年額 338,620円
降灰除去費	活動火山対策特別措置法第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、社会事業授産施設	1施設あたり年額 152,680円
精神科医雇上費	入所者に対する精神医学面の処遇の強化を図るため、精神科医の雇上げを必要とする施設の場合	救護施設、更生施設	救護施設：179,120円（月1回 年額） 更生施設：358,240円（年額）
指導員加算費	①救護施設の内、精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の入所率が高い施設において指導員の増員を必要とする場合 ②宿所提供施設の内、生活指導等を積極的に行い施設利用者の自立促進に努力している施設において指導員の増員を必要とする場合 ③授産施設の内、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の利用率が高い施設において指導員の増員を必要とする場合	救護施設、授産施設、宿所提供施設、社会事業授産施設	東京都特別区(定員51-60名)の月額単価 救護施設：9,500円 宿所提供施設：9,300円 授産施設：9,300円 (常勤職員を配置した場合)
看護師加算費	救護施設の内、精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の入所率が高い施設において看護師の増員を必要とする場合	救護施設	東京都特別区(定員51-60名)の月額単価 9,600円
介護職員加算費	①救護施設のうち、食事、入浴、排泄及び衣類の着脱のどれかの行為について、全部又は一部の介助を必要とする者の入所率が高い施設であって、介護職員の増員を必要とする場合 ②①の要件を満たさない施設のうち、「精神障害」「知的障害」及び「身体障害」の障害を有する者の入所率が高い施設において介護職員の増員を必要とする場合 ③平成16年12月14日社援発第1214002号厚生労働省社会・援護局長通知「救護施設におけるサテライト型施設の設置運営について」に基づくサテライト型施設を設置する救護施設で職員の増員を必要とする場合	救護施設	東京都特別区(定員51-60名)の月額単価 救護施設：9,700円

保護施設事務費における加算

費目	設定の要件	対象施設	適用額
精神保健福祉士加算費	救護施設のうち、精神障害者及び知的障害者の入所率が高い施設において、精神保健福祉士の増員を必要とする場合	救護施設	東京都特別区(定員51-60名)の月額単価 救護施設：9,700円
保護施設通所事業事務費	→別添	救護施設、更生施設	別添
寝具乾燥消毒費	救護施設の毎年4月1日現在における被措置者につき加算	救護施設	寝具乾燥消毒費加算単価入所者1人当たり 2,560円
施設機能強化推進費	施設機能の充実強化を推進している施設であって施設機能強化推進費を必要とする場合	救護施設、更生施設、 授産施設、宿所提供施設、 社会事業授産施設	①社会復帰等自立促進事業 30万円以内 ②専門機能強化事業 15万円以内 ③総合防災対策強化事業 入所施設：45万円以内 通所・利用施設：15万円以内
入所者処遇特別加算費	高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、入所者処遇特別加算を必要とする場合で毎年3月1日現在における被措置者につき加算	救護施設、更生施設、 授産施設、宿所提供施設、 社会事業授産施設	年間総雇用時間数 1施設加算額(年額) 400時間以上 435,000円 800時間以上 726,000円 1,200時間以上 1,016,000円
単身赴任手当加算	職員のうち単身赴任者が存する施設であって、単身赴任手当加算を必要とする場合	救護施設	例) 交通距離 単価(月額) 100km未満 23,000円 500km~700km 41,000円
民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところによる施設の場合	救護施設、更生施設、 授産施設、宿所提供施設、 社会事業授産施設	例) 指導員：56,770円(月額) 介護職員：57,970円(月額) ※職員一人あたりの平均勤続年数14年以上 改善費の加算率 14%に設定した場合
除雪費	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する民間社会福祉施設(地方公共団体の経営する施設以外の施設をいう。)の場合で毎年2月1日現在における被措置者につき加算	救護施設、更生施設、 授産施設、宿所提供施設、 社会事業授産施設	除雪費加算単価入所者1人当たり6,110円
感染症対策等対策整備費	感染症対策等に取り組む施設であって、別途定めるところにより、業務継続計画(BCP)の策定・改定、マニュアル等の策定・改定は施設職員に対する研修の実施のために必要と認定された場合	救護施設、更生施設、 授産施設、宿所提供施設、 社会事業授産施設	・救護施設、更生施設及び宿所提供施設にあたっては150,000円 ・授産施設にあたっては100,000円
新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止のための見守り支援費	救護施設又は更生施設であって、新型コロナウイルス感染症等の施設内感染を防止するために、別途定めるところにより、施設外での一時滞在場所の確保及び見守り支援を実施するために必要と認定された場合	救護施設、更生施設	・施設外での一時滞在場所の確保に要する経費(日額)対象者1人当たり7,000円 ・見守り支援に要する人件費等の経費(日額)9,600円

救護施設等における各種事業

※ 実施箇所数等は保護課調べ(令和3年4月1日現在)

	保護施設通所事業		救護施設居宅生活訓練事業	一時入所
目的	保護施設退所者を、保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで居宅で継続して自立生活が送れるよう支援するとともに、保護施設からの退所の促進と受入のための有効活用を図る。		救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居(アパート、借家等)を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。	一時的に精神状態が不安定となる居宅で生活する被保護者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。
創設年度	平成14年度(救護施設通所事業は平成元年～)		平成16年度	平成17年度(23年度)
対象施設	救護施設・更生施設		救護施設	救護施設
事業内容	原則として通所訓練と訪問指導を一体的に実施 ・通所訓練(生活指導、就労指導等) ・訪問指導(職員の居宅訪問による生活指導等)		・日常生活訓練(食事、洗濯、金銭管理等) ・社会生活訓練(通院、買物、対人関係構築等) ・その他自立生活に必要な訓練	以下の場合に一時入所を行う ・精神症状が一時的に不安定になった場合 ・退院に向けた体験利用や訓練の場合
利用期間	1年以内(更新可)		1年以内(1年以内延長可)	7日間(1ヶ月まで延長可)
対象者	・保護施設退所者で引き続き指導訓練が必要と認められる者 ・居宅の被保護者(事業定員の3割限度)		・救護施設入所者で1年間の個別訓練を行うことで居宅において生活を送ることが認められる者のうちから、施設長に選定された者	・居宅の精神障害者等 ・精神科病院入院患者、退院患者 ・その他、保護の実施機関が必要と認める者
定員	実施施設の入所定員の5割以内かつ10名以上 (特別な事情の場合には5名を下限)		2名～10名程度	—
職員配置	・定員10名以上：専任の直接処遇職員3名以上 (定員5以上10名未満：専任の直接処遇職員2名以上)		10名以上：4名 6～9名：3名 2～5名：2名 (責任者として1名専任)	(既存の施設職員が対応)
運営費	【通所訓練】※東京都特別区の場合 救護施設：1人当たり月額：123,200円 更生施設：1人当たり月額：119,000円 【訪問指導】1人当たり月額：23,600円		月額(1施設当たり) 10名以上：114万6,170円 5名：75万8,670円 9名：106万8,670円 4名：68万1,170円 8名：99万1,170円 3名：60万3,670円 7名：91万3,670円 2名：52万6,170円 6名：83万6,170円 1名：44万8,670円	例：東京都特別区の救護施設(定員101～110名) 約4,930円×実入所日数
実施ヶ所数 (R3年4月1日)	救護施設(全184ヶ所) うち、51ヶ所	更生施設(全20ヶ所) うち、17ヶ所	110ヶ所	—
定員	1,151人	498人	314人	—
利用者数	815人	374人	287人	—

地域別にみた救護施設の定員・在所者数

	都道府県				
	施設数	定員 (A)	在所者数	被保護者数 (B)	(A) / (B)
全 国	183	16,475	16,550	2,073,117	0.79%
北 海 道	9	950	932	158,002	0.60%
青 森	3	400	393	29,345	1.36%
岩 手	2	170	164	13,115	1.30%
宮 城	2	250	251	29,307	0.85%
秋 田	2	205	205	14,206	1.44%
山 形	3	255	260	7,926	3.22%
福 島	6	450	452	17,379	2.59%
茨 城	4	347	339	28,183	1.23%
栃 木	2	160	155	20,297	0.79%
群 馬	3	240	251	14,984	1.60%
埼 玉	2	224	227	97,108	0.23%
千 葉	4	366	351	86,696	0.42%
東 京	10	911	1,002	285,392	0.32%
神 奈 川	5	686	710	153,354	0.45%
新 潟	5	530	519	20,847	2.54%
富 山	1	200	191	3,711	5.39%
石 川	3	340	331	7,118	4.78%
福 井	1	140	142	4,161	3.36%
山 梨	3	250	256	7,012	3.57%
長 野	7	634	634	11,086	5.72%
岐 阜	1	70	66	11,685	0.60%
静 岡	7	530	522	31,300	1.69%
愛 知	4	368	299	76,200	0.48%

	都道府県				
	施設数	定員 (A)	在所者数	被保護者数 (B)	(A) / (B)
三 重	3	260	243	15,685	1.66%
滋 賀	5	610	622	11,036	5.53%
京 都	1	100	92	56,876	0.18%
大 阪	14	1608	1763	278,277	0.58%
兵 庫	9	640	655	102,486	0.62%
奈 良	2	210	213	19,612	1.07%
和 歌 山	2	250	230	14,993	1.67%
鳥 取	2	150	165	4,013	3.74%
島 根	3	230	222	8,642	2.66%
岡 山	7	425	418	24,722	1.72%
広 島	3	215	214	41,484	0.52%
山 口	6	370	363	14,523	2.55%
徳 島	3	160	140	13,081	1.22%
香 川	2	260	260	10,351	2.51%
愛 媛	4	425	403	21,039	2.02%
高 知	2	134	118	18,647	0.72%
福 岡	7	490	502	123,357	0.40%
佐 賀	2	180	186	7,844	2.29%
長 崎	3	180	188	27,852	0.65%
熊 本	7	380	408	24,570	1.55%
大 分	2	180	184	19,703	0.91%
宮 崎	2	132	134	17,848	0.74%
鹿 児 島	1	60	25	30,224	0.20%
沖 縄	2	150	150	37,845	0.40%

※1 救護施設の定員・在所者数は、社会福祉施設等調査(令和元年10月1日時点)による。

※2 被保護者数は、被保護者調査(令和元年度1ヶ月平均)による。

保護施設及び無料低額宿泊所等の分布 イメージ

救護施設



更生施設



宿所提供施設



保護授産施設



社会事業授産施設



無料低額宿泊所



日常生活支援住居施設

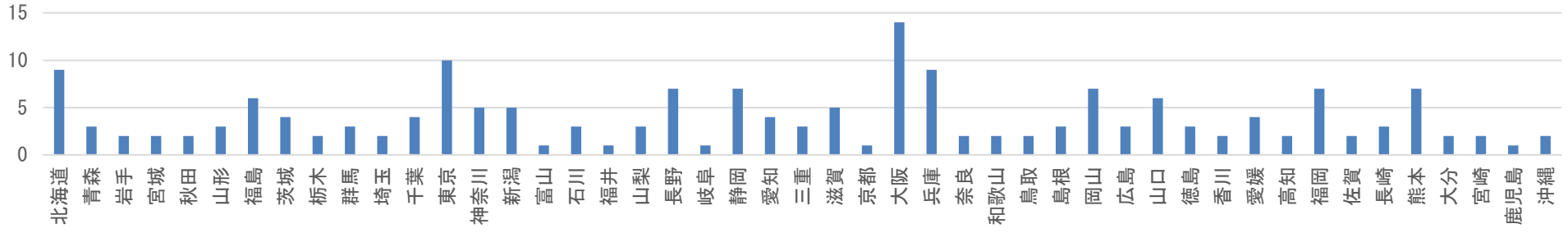


分類	施設等	施設数
保護施設	救護施設	183
	更生施設	20
	宿所提供施設	15
	保護授産施設	15
	社会事業授産施設	61
無料低額宿泊所等	無料低額宿泊所	608
	日常生活支援住居施設	79

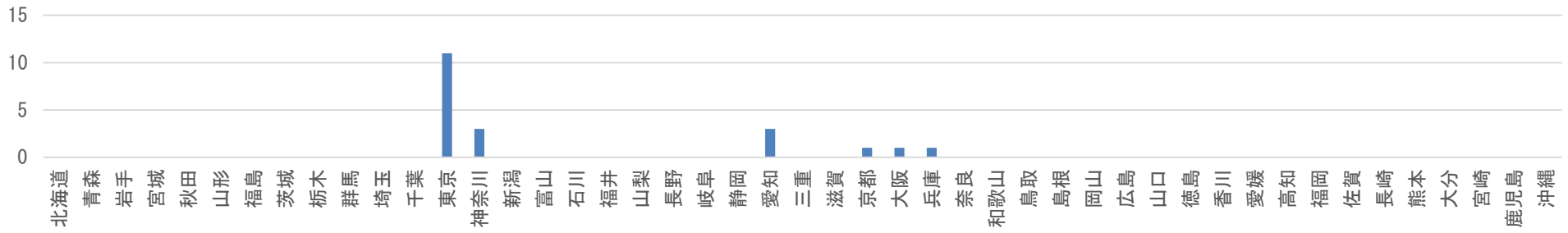
- ※ 保護施設数は社会福祉施設等調査(令和2年10月1日時点)
- ※ 無料低額宿泊所数は保護課調べ(令和2年9月末日時点)
- ※ 日常生活支援住居施設数は保護課調べ(令和3年4月1日時点)
- ※ 社会事業授産施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設である。

保護施設及び無料低額宿泊所等の分布（1 / 3）

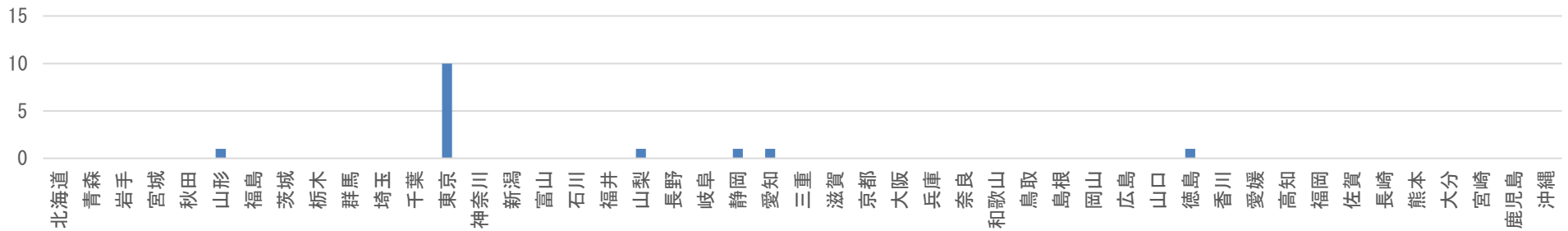
（救護施設）



（更生施設）



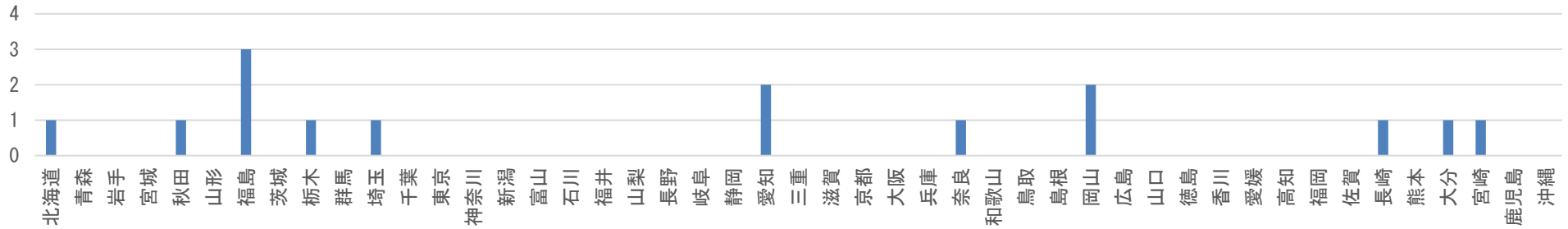
（宿所提供施設）



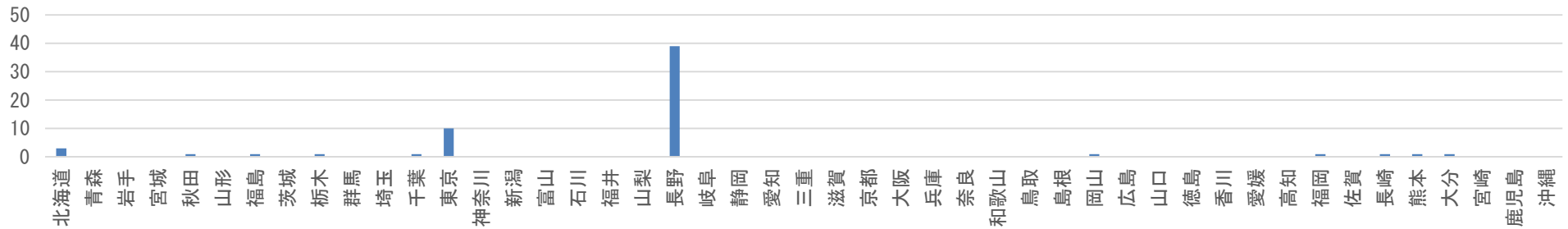
※ 保護施設数は社会福祉施設等調査(令和2年10月1日時点)

保護施設及び無料低額宿泊所等の分布（2 / 3）

（保護授産施設）



（社会事業授産施設）

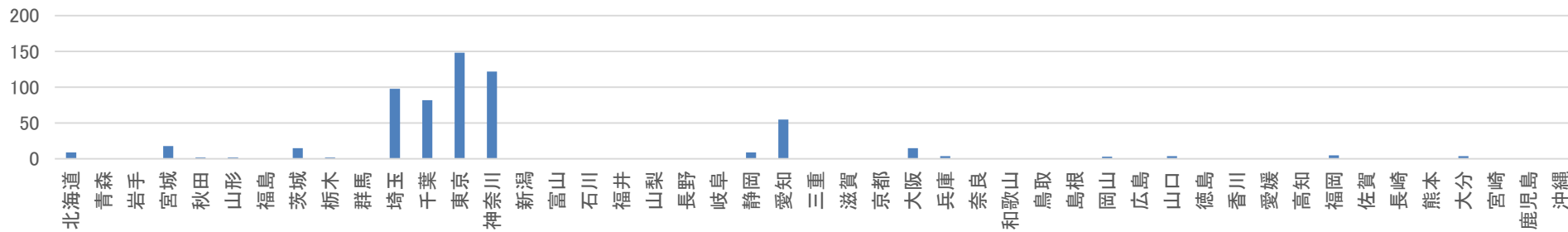


※ 保護施設数は社会福祉施設等調査（令和2年10月1日時点）

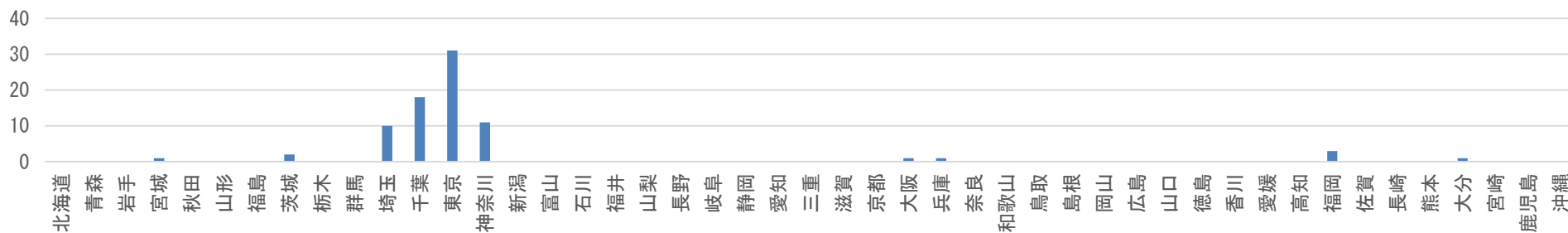
※ 社会事業授産施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設である。

保護施設及び無料低額宿泊所等の分布（3 / 3）

（無料低額宿泊所）



（日常生活支援住居施設）



※ 無料低額宿泊所数は保護課調べ（令和2年9月末日時点）、日常生活支援住居施設数は保護課調べ（令和3年4月1日時点）

保護施設入所者の地域生活移行等の促進を図るための調査研究(抄) (令和2年度社会福祉推進事業)

1) 救護施設

①主な特徴(現状・課題)

- 入所者の高齢化が進み、介護が必要な入所者が全体の4分の1を占めている。また、平均入所期間は11.2年である。
- 救護施設に入所している高齢者の退所パターンは、主に介護保険施設等の他法施設への移管である。また研究会では、「移管先となる他法施設の定員枠・定員に対する空き状況と、地域における当該施設への需要のバランスによって、入所者が他法施設への移管を行うことができるかどうかは変化する」との意見があった。
- 救護施設の入所者の4分の1が介護を必要としているが、救護施設は介護保険の適用除外施設であるため、介護が必要な状態像の入所者であっても要介護認定を受けていないケースが多いことが想定される。救護施設の現状に合わせた体制整備を実施していくためには、要介護度等の指標を利用して、救護施設の入所者がどれくらい介護を必要としているかを客観的に測ることが課題になると考えられる。
- 他法施設への需要が供給(他法施設の定員枠・定員に対する空き)を超える地域では、他法施設への移管は、既に施設でのケアを受けている救護施設入所者よりも一般在宅で生活している高齢者が優先されることが多く、救護施設入所者の他法施設への移管が困難な場合がある。
- 完全に自立して居宅生活を送れる状態ではないが、介護保険サービスや障害者福祉サービス等を利用することで居宅生活移行が可能ケースがある。居宅生活移行をした際に必要となる支援のアセスメントを入所者ごとに行い、介護保険サービスや障害福祉サービス、権利擁護事業の利用などを検討することが居宅生活移行を促進するポイントとなる。また、上記のようなアセスメントを行って居宅生活移行を促進するためには、本人ができることに着目した**スレンジモデルに基づいた支援計画の策定、支援(介入)のポイントの見極めが重要となり、支援者側のスキルアップが課題になると考えられる。**
- そのほか、高齢者の他法施設への移管が進まない理由として、研究会では「救護施設の報酬の仕組み上、要介護者の入所割合が基準割合を下回ると介護職員加算が減収になるため救護施設側には要介護者を退所させるインセンティブが少ないこと」「介護保険施設への移管のプロセスを救護施設側が十分理解していないこと」などが指摘された。
- また、通所事業を実施している施設では居宅生活移行による退所の割合が高い。しかし、通所事業を開始後、利用者が5人未満になった場合は措置費が0円となるため、利用者が5人未満となる可能性がある施設にとって通所事業開始のハードルが高いことが課題である。また研究会では「通所事業の実施要件が満たせずに独自事業として行っている施設や、実施要件を満たせなくなったため通所事業を終了している施設がある」という意見があった。

②今後に向けた方策

救護施設が現在抱えている課題を解決するための方策・機能強化が必要な点について、研究会およびインタビュー調査で出た意見は以下の通りである。

- 救護施設には介護が必要な状態である入所者が多いことから、介護サービスへのニーズに対応するための機能強化が必要であると考えられる。
- 救護施設に入所している高齢者の退所先として主に想定されるのは介護保険施設等の他法施設である。各地域の需要に応じて移管先となる他法施設を整備することが、救護施設入所者の他法施設への移管の促進につながると考えられる。

- 入所者に関するアセスメントを適切に行い、介護保険サービスや障害福祉サービス等の他法制度の利用を視野に入れながら居宅生活移行の可否を判断するためには、高齢者福祉や障害者福祉に関する幅広い知識が必要であり、職員のスキルアップのためにスーパービジョンができる人材を配置することが望ましいと考えられる。
- これらを踏まえた上でも、救護施設や各地域の行政が地域移行に向けた取り組みを十分にやっているにもかかわらず、本人の状態像や金銭的な理由により救護施設からの退所が困難なケースがあることが想定される。救護施設に入所せざるを得ない方、退所が難しい方に対しても適切なケアが提供できるよう、アセスメント機能の強化と入所者の個別性に応じた個別支援計画の作成、入所者の個別性に応じたサービス提供を行うための機能強化が望まれる。
- また、救護施設入所者の他法施設への移管、通所事業の実施に関する仕組みに課題があることが指摘されており、これらの課題を解決するための方策について検討を進める必要があると考えられる。

2) 更生施設

①主な特徴(現状・課題)

- 入所者の9割以上が男性である。また、平均入所期間は1.3年と救護施設(11.2年)よりも大幅に短い。
- 就労を目指す入所者が大半であるため、就労に向けた準備を行う機会を確保することが重要である。しかし、更生施設の入所者は障害者総合支援法で規定されている就労継続支援事業所(A型/B型)の利用が制度上不可である等の事情により、就労に向けた準備を行う機会が不足している場合がある。
- 居宅生活移行にあたっての転居先探しは施設が担当が、福祉事務所の関与が無いという点も理由もあり、転居先がスムーズに見つからないケースがある。
- 入所者像が年々変化しており、精神障害や発達障害の疑いがあるが障害者手帳は未取得の方が増えている。本来、更生施設は就労支援を主に行う施設であるが、このような入所者像の変化に伴い、通院の付き添いや服薬管理など就労支援以外の部分でも職員がマンツーマンで寄り添わなければいけない場合が増え、職員のマンパワーが不足している。
- また、本人の状態像が悪く、救護施設への移管が適切であると考えられるケースでも、救護施設の空きがでないため、更生施設に入所しているケースがある。

③今後に向けた方策

更生施設が現在抱えている課題を解決するための方策・機能強化が必要な点について、研究会およびインタビュー調査で出た意見は以下の通りである。

- 就労支援を充実させるために施設側で可能な取り組みとしては、就職先となる企業の開拓、施設での職業紹介の実施等が挙げられる。
→就労支援に関する取り組み事例はp.56(1)に掲載している。
- 入所者像の変化により、精神障害や発達障害の疑いがあるが障害者手帳未取得の方など「制度の狭間」になる方、就労支援以外にもサポートを必要とする方が増えている。このような従来の更生施設の入所者像に当てはまらない方に対する支援機能を強化し、それに伴う職員体制の見直しを行っていく必要がある。
- 居宅生活移行の際の転居先探しなどをスムーズに進めるためには、福祉事務所と連携して地域資源に関する情報の共有化や支援のネットワークを広げることが望ましい。

2) 施設側の取り組み事例(インタビュー調査結果)

- 地域移行による退所の可否には「①本人の状態像」だけでなく、「②施設側の取り組み」や「③地域環境」が影響する。
- また「②施設側の取り組み」に関しては、就労支援や居住支援（転居先探し）など施設によって様々な取り組みがなされている。以下（1）～（4）では、インタビュー調査で報告された取り組みのうち、代表的なものを紹介している。
- なお、各取り組みの見出し末尾にはインタビュー対象の施設種別を記載している。

(1) 就労支援に関する取り組み事例

No.	取り組み概要
1	<ul style="list-style-type: none"> • 施設退所者の採用実績がある企業と継続的に関係を構築し、<u>入所者に対して就労体験（アルバイト）の機会を提供</u>する。〔救護施設〕 ➢ 就労環境に慣れてから退所し、退所後の就労状況を安定させることを目的として実施している。 ➢ 就職先となる候補企業の開拓および蓄積が必要となる。
2	<ul style="list-style-type: none"> • <u>ハローワークへの同行、初回登録のサポート</u>を実施する。〔救護施設〕 ➢ 求職活動への第一歩を踏み出すためのサポートを実施している。
3	<ul style="list-style-type: none"> • 法人で運営している無料職業紹介所を活用して<u>報酬支払ありの就労訓練（清掃講習・介護講習）の機会を提供</u>する。〔更生施設〕 ➢ 法人で（更生施設とは別事業として）無料職業紹介所を1か所運営しており、更生施設入所者の就労支援にも活用している。 ➢ 就労訓練を通して本人の適性を把握し、就職先探しにあたって適性を踏まえた助言を行う。また、報酬を支払うことにより、求職活動や一般就労に必要な資金を入所者が用意できるようにしている。

※ □ 内はインタビュー対象の施設種別

(2) 居住支援に関する取り組み事例

No.	取り組み概要
1	<ul style="list-style-type: none"> • <u>保護施設退所者の受け入れが可能な物件に詳しい不動産会社を紹介する</u>。〔救護施設〕 ➢ 保証人が不要な物件の情報を持っている不動産会社とのコネクションを開拓、蓄積することが必要である。
2	<ul style="list-style-type: none"> • 住宅セーフティネット法で定められている<u>住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受け、施設長を退所後の緊急連絡先とする</u>。〔救護施設〕 ➢ 保証人不要の物件が少ない地域では、救護施設と居住支援法人が連携することで転居先の確保が可能になるケースがある。 ➢ 居住支援法人の指定を受けてからから1年間で施設長を緊急連絡先とした居住生活移行した実績は9件である。
3	<ul style="list-style-type: none"> • <u>転居時の初期費用（敷金等）に関する助成を実施する</u>。〔更生施設〕 ➢ 地域移行を始める際、住宅の賃貸借契約に係る初期費用がハードルになりやすいため、（同一地域内への転居であれば）生活保護の枠組みを活用して資金を援助している。
4	<ul style="list-style-type: none"> • <u>住宅の賃貸借契約に係る保証人問題への対応を行う</u>。〔更生施設〕 ➢ 保証人が不要な物件の情報を把握する。また、保証人が必要な物件に入居する場合には保証会社を探して対応している。

※ □ 内はインタビュー対象の施設種別

(3) 退所後の地域生活の安定に向けた取り組み事例

No.	取り組み概要
1	<ul style="list-style-type: none"> • 知的障害等の入所者に対する<u>金銭管理の学習機会（買い物体験等）を提供する</u>。〔救護施設〕 ➢ 地域移行の意欲があっても金銭管理の能力に不安がある入所者に対し、金銭管理の学習機会を提供し、習得度合いに応じて退所させている。
2	<ul style="list-style-type: none"> • <u>要介護化リスクの低減に向けて健康増進活動（体操等）を実施する</u>。〔救護施設〕 ➢ 救護施設の入所者には高齢者が多いが、要介護状態になると居宅生活移行や他施設等への移管が難しくなるため、心身機能の維持に資する活動の機会を提供している。
3	<ul style="list-style-type: none"> • （退所・転居先が市外の場合）<u>生活保護受給元の切り替え手続きを支援する</u>。〔救護施設〕 ➢ 退所後の経済状況を安定させることを目的として実施している。
4	<ul style="list-style-type: none"> • <u>本人、施設、福祉事務所の3者協議を通して個別支援計画を策定する</u>。〔更生施設〕 ➢ 就労自立に関する内容だけでなく、借金の返済や住居探し、病気の回復など、地域移行に必要な事項・解決すべき課題を包括的に検討し、地域移行に向けた目標を設定している。
5	<ul style="list-style-type: none"> • <u>居宅生活の体験機会を提供する</u>。〔更生施設〕 ➢ 法人が借り上げているアパートへの入居や通所事業の利用により、半年程度、居宅生活を体験する機会を提供し、居宅生活の維持が可能な能力が身についているかどうかを確認している。 ➢ 通所事業を活用することで、食事や入浴、金銭管理などに関する支援が提供しやすい。
6	<ul style="list-style-type: none"> • 金銭管理への助言など<u>生活全般に関する指導を実施する</u>。〔授産施設〕 ➢ 自立して暮らすための生活能力の習得を目的としている。 ➢ 利用者からの相談を広く受け止め、必要があれば福祉事務所に連絡するなど、利用者抱えている課題が深刻化する前に対処している。 ➢ 利用者からの相談を受け止め、課題解決に向けて対応するためのマンパワーの確保が必要である。

※ □ 内はインタビュー対象の施設種別

(4) その他の取り組み事例

No.	取り組み概要
1	<ul style="list-style-type: none"> • <u>6か月間で退所を目指す個別支援計画を立てる</u>。〔救護施設〕 ➢ 入所時には居宅生活移行を目指している入所者が多いため、6か月での退所を目標とした個別支援計画を立てている。
2	<ul style="list-style-type: none"> • <u>介護予防として健康増進活動（体操等）を実施する</u>。〔救護施設〕 ➢ 救護施設の入所者には高齢者が多いが、要介護状態になると居宅生活移行や他施設等への移管が難しくなるため、心身機能の維持に資する活動の機会を提供している。
3	<ul style="list-style-type: none"> • <u>10か月間で退所を目指す個別支援計画を立てる</u>。〔更生施設〕 ➢ 入所時には本人、施設、福祉事務所の3者で協議し、10か月での退所を目指す個別支援計画を立てている。
4	<ul style="list-style-type: none"> • <u>要介護状態の入所者の移管先について、自治体の福祉部局と協議する</u>。〔宿所提供施設〕 ➢ 介護サービスが必要となり自施設では対応が難しい入所者が多かった場合に、自治体の福祉部局に連絡し、移管先となる介護保険施設等の調整を依頼している。 ➢ 移管先が決まるまでの期間は介護サービス提供のためのヘルパーが入るケースがある。
5	<ul style="list-style-type: none"> • <u>地域資源として授産施設を活用してもらえるよう行政への働きかけを行う</u>。〔授産施設〕 ➢ 授産施設の役割、授産施設の活用が可能なケースについて行政・ケースワーカーへの説明を行っている。

※ □ 内はインタビュー対象の施設種別

（保護施設のあり方）

- 保護施設（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（医療保護施設を除く。）以下同じ。）は、他法他施策優先の中、最後のセーフティネットとして、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコールや薬物などの依存症のある者、DV や虐待被害を受けた者、ホームレスや矯正施設退所者など、様々な生活課題を抱える者を、福祉事務所からの措置委託により受け入れ支援を行っている。
- 保護施設入所者の地域生活移行を更に進めるに当たっては、保護施設と同様に多様なニーズを受け止める社会的資源が不足していることや、退所先の調整や退所後の各種サービス（他法他施策を含む。）の利用調整等に困難を伴う場合が少なくないといった課題がある。
- また、最後のセーフティネットとしての保護施設の性格上、入退所は措置権者である福祉事務所の判断で決定を行う仕組みとなっているものの、入所者の援助方針について、福祉事務所と保護施設との間で共有されていない場合があるなど、両者の連携に課題がある。
- 様々な障害や生活課題を抱え、居宅生活が困難な生活保護受給者を適切に支援するという役割を担ってきている保護施設の施設体系については、関係者の意見も十分に聴いた上で、更に検討すべきである。
- 検討に当たっては、入所者の特性に応じたサービス提供機能を強化するため、入所中の者の他法施策の利用や、退所後の利用者への支援機能の強化、福祉事務所の役割の発揮・広域調整のあり方、適切な日常生活支援を行う無料低額宿泊所等の将来的な制度的位置付けとの関係整理などの課題も含めて議論を深めるべきである。

無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援<令和2年4月施行>

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

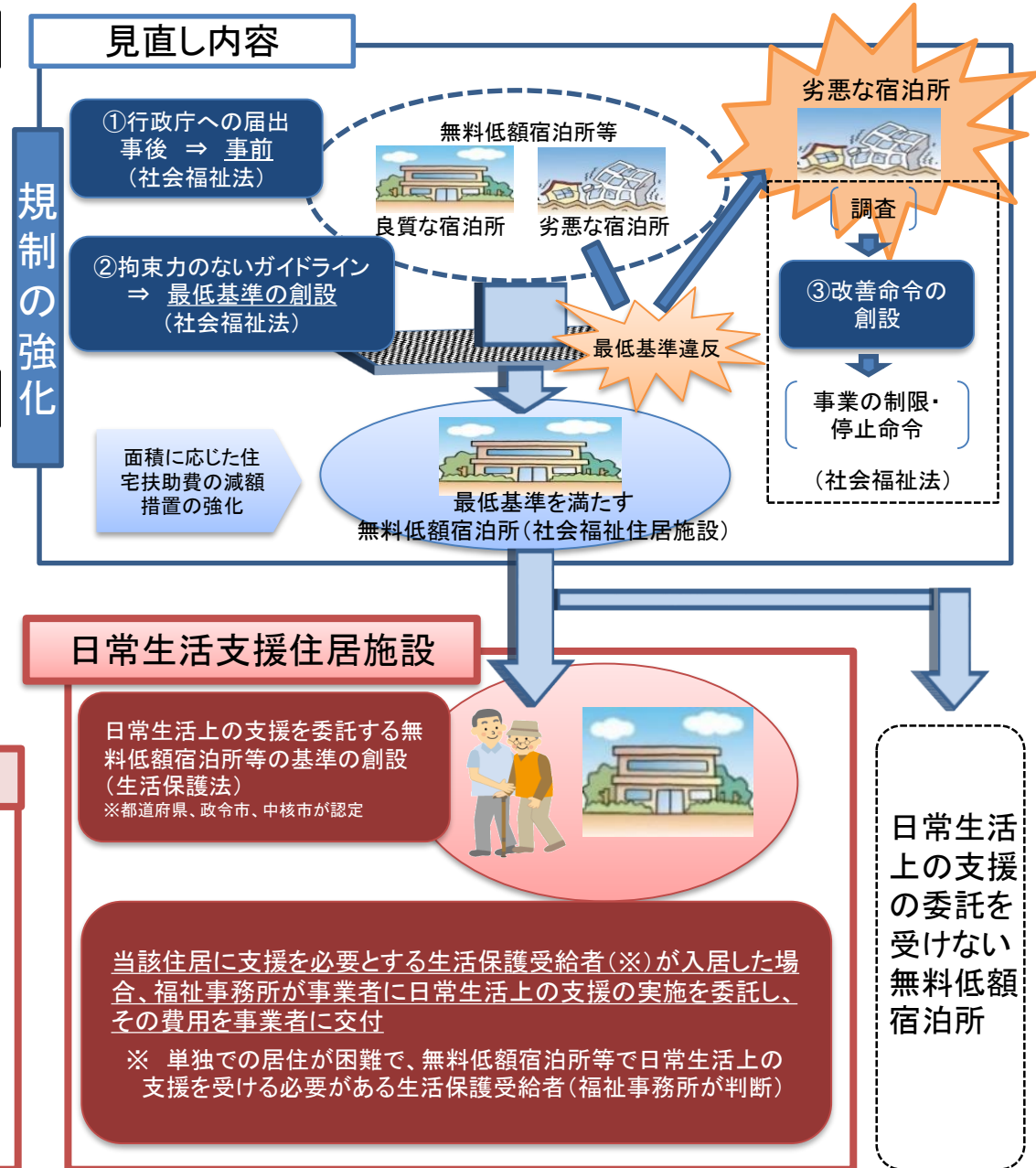
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②従来ガイドライン(通知)で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費
入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円 ~ 23,400円
- ※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月から委託を開始



無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(最低基準)について

○ 改正社会福祉法(平成30年6月成立)の規定に基づき、これまでガイドライン(通知)で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、法定(※)の最低基準を創設。(令和2年4月施行)

※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。

※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

事業範囲の 明確化

・入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。

居住環境の 整備

・居室は個室とし、面積は7.43㎡(地域の事情によって4.95㎡)以上とする。
・多人数居室や簡易個室は、施行後3年(令和5年(2023年)3月)の間に解消する。

防火・防災 対策

・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。
・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。

利用手続 き・利用料 金の適正化

・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。
・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。
・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。

長期入居の 防止・居室 生活移行

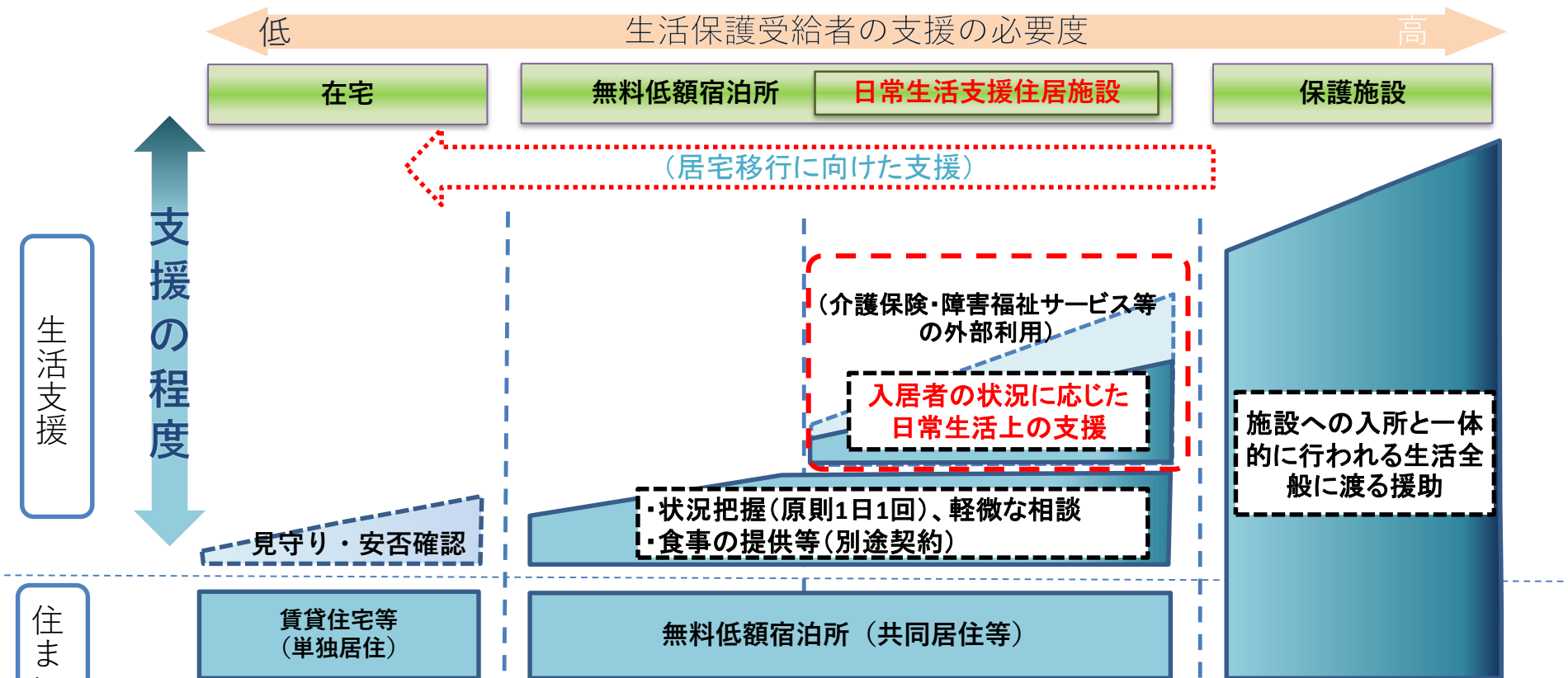
・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。
・契約期間は1年以内(更新可)とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。
・一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。(※令和4年4月施行)

日常生活支援住居施設について

【令和4年度予算案】 2,678,356千円
 実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体
 負担率：3/4

事業概要

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所について

無料低額宿泊所等の実施状況

無料低額宿泊所

- 生計困難者のために無料又は低額な料金で利用させる施設(社会福祉法第2条第3項第8号)であり、事業を開始する前に都道府県知事等へ届け出なければならない。

(運営主体の内訳)

- 箇所数:608箇所、入所者数16,397人
(うち生活保護受給者15,183人)

※令和2年9月末時点。

総数	内訳					
	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	営利法人	その他
608	34	1	24	413	110	26
(100%)	(5.6%)	(0.2%)	(4.0%)	(67.9%)	(18.1%)	(4.3%)

日常生活支援住居施設

- 箇所数:79箇所、入所者数1,323人

※令和3年4月1日時点。

無料低額宿泊所等に対する取組

- 平成15年度 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針(ガイドライン)策定
- 平成27年4月 ガイドラインの見直し
→ 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈(定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等)を示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底。
- 平成27年7月～ 住宅扶助基準の見直し
→ 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。
- 令和2年4月 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令の施行
→ 事業範囲の明確化、事前届出制、多人数部屋・簡易個室の解消、居室面積等の最低基準を省令で規定。
当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。
- 令和2年4月 日常生活支援住居施設の創設(支援委託は同10月～)
→ 無料低額宿泊所のうち、一定の基準を満たすと認定された「日常生活支援住居施設」においては、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を福祉事務所が委託して実施。
- 令和3年度 無料低額宿泊所等から居宅生活へ移行する者への支援(居住不安定者等居宅生活移行支援事業)
→ 無料低額宿泊所等に居宅移行を支援する者の人件費等の財政支援を実施。
- 令和4年4月 無料低額宿泊所サテライト型住居の運用開始
→ 一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、巡回型等による支援を実施

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費の交付について

日常生活支援住居施設の支援対象者及び支援内容

【支援対象者】

- 生活能力等に課題があるために居宅では日常生活を営むことが困難であるが、心身の状況等から社会福祉施設の入所対象にはならないと福祉事務所が判断した者

【支援内容】

- 個々人の生活上の課題に応じた個別支援計画を策定し、当該計画に基づいて、家事等の支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理支援、生活課題に関する相談支援、関係機関との調整などの支援を行う

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費の設定

- 日常生活支援住居施設は、利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)の配置を要件とし、当該体制を整備した上で、入居者に日常生活支援を行う場合に、支援に要する委託事務費を交付する。
- より手厚い支援が必要な入居者に対して適切な支援を行うために職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置を行う。(その他、各地域の人件費水準の差に応じた地域別の単価、施設の定員規模に応じた規模別単価を設定)
- 委託事務費の交付にあわせて、居室面積が狭隘な施設について住宅扶助上限額の減額措置、施設が入居者から受領する利用料(基本サービス費)について上限額を設定する。

<委託事務費単価(案)>

○入居者1人あたり月額<地域別>

職員体制別

5:1の場合 : 63,900円～52,400円

7.5:1の場合 : 46,500円～37,900円

10:1の場合 : 37,800円～30,600円

基本単価 : 29,100円～23,400円

宿直職員を配置した場合
8,400円～10,200円を加算

※ 要支援・要介護者、障害者、精神疾患患者、刑余者等を一定数以上受け入れている場合に算定

職員配置	常勤換算職員数
職員配置 5:1	3.0人
職員配置 7.5:1	2.0人
職員配置 10:1	1.5人
職員配置 15:1	1.0人

常勤換算職員数

(定員15人施設の場合)

※ 利用者からの利用料(基本サービス費分)の金額は、月7,000円を上限とする。

制度施行(委託事務費の交付等)スケジュール

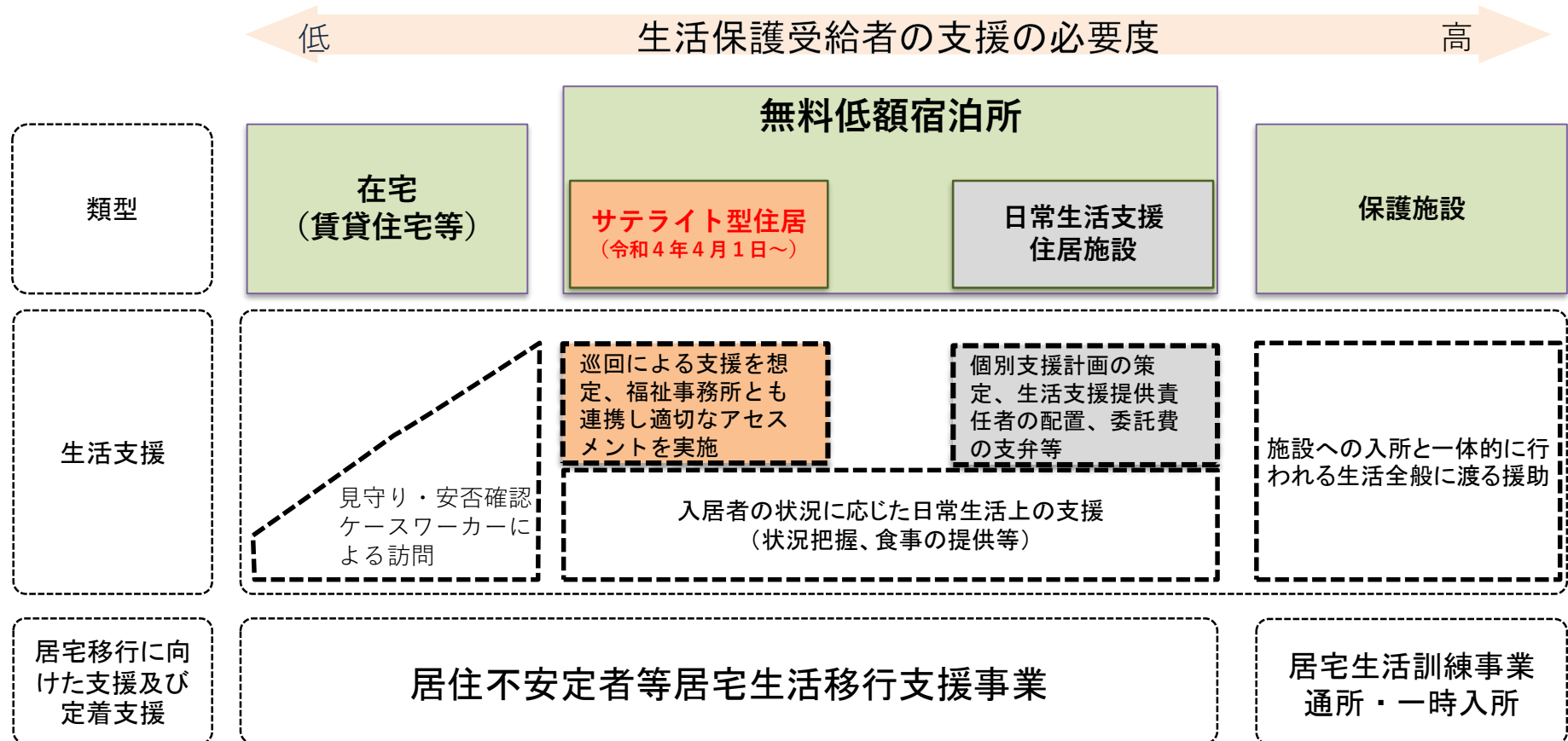
- 施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月から委託を開始する。
- ※ 居室面積が狭隘な施設への住宅扶助の面積減額措置について、委託事務費の交付開始時期とあわせて開始する。

無料低額宿泊所（サテライト型住居）及び日常生活支援住居施設等の位置付けについて

無料低額宿泊所・サテライト型住居

無料低額宿泊所は、直ちに単身での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能な状況になるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担うものである。そのため、入居者が一般の居宅等において独立して日常生活を営むことができるか常に把握するとともに、当該入居者の希望等を勘案し、退去のための必要な援助に努めることとされている。

無料低額宿泊所に入居する者の多くは、居宅での生活歴がない若しくは明らかでない者又は住所不定者であった期間が長い者等であるが、サテライト型住居の入居者については、一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定している。【留意事項通知】



日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修費

【令和4年度予算案】 11,370千円
実施主体：厚生労働省（委託費）

事業概要

- 日常生活支援住居施設については、令和2年度から施設の認定及び生活支援の委託が開始されるとともに、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等を踏まえた支援目標や支援計画の策定が求められる。
- これらの一連の支援業務について標準的な実施方法や支援を行う上での視点や留意点等を示し、全国の日常生活支援住居施設における支援業務の標準化を図るとともに支援の質の向上を図る必要がある。
- 支援の標準化に当たっては、令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業：一般社団法人居住支援全国ネットワーク）において、研修カリキュラム及び研修テキストの開発を進めた。
- 令和4年度においても引き続き、本研修を実施することにより、日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者等の資質向上を目指す。

研修概要

- 全国の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等への研修
- 6月から8月に実施予定
- ※ 生活困窮者支援に当たる職員との合同研修、オンラインによる開催も検討



研修カリキュラム等の内容（案）

- ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
- ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
- ・ ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
- ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
- ・ 地域の社会資源の活用 等

（参考）
○ 令和2年度
調査研究事業（社会福祉推進事業）において、研修テキストを開発するとともにパイロット研修を実施

基礎編①：令和3年2月10日 オンライン開催（受講者数：64名）

基礎編②：令和3年2月12日 オンライン開催（受講者数：82名）

応用編：令和3年2月19日 オンライン開催（受講者申込者数：104名）

※ 調査研究結果については、一般社団法人居住支援全国ネットワークHPにて公表

○ 令和3年度

日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修を委託にて実施（オンライン開催）

1日目 令和3年12月10日（金）10:30～18:00

2日目 令和4年1月14日（金）10:30～17:30、令和4年1月18日（火）10:30～17:30

令和4年1月21日（金）10:30～17:30

研修カリキュラム等の検討体制等

- 委員長 岡田太造（兵庫県立大学客員教授）
委員 井上雅雄（一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、弁護士、NPO法人おかやま入居支援センター理事長（岡山県指定居住支援法人））
委員 芝田 淳（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、司法書士、NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長（鹿児島県指定居住支援法人））
委員 奥田知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（福岡県指定居住支援法人））
委員 滝脇 憲（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事、NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事）
委員 山田耕司（NPO法人抱樸常務（福岡県指定居住支援法人））
委員 的場由木（NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事）
委員 辻井正次（中京大学現代社会学部教授）
委員 垣田裕介（大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授）
委員 菅野 拓（京都経済短期大学講師）
委員 今井誠二（尚綱学院大学人文社会学群教授、NPO法人仙台夜まわりグループ理事長）
委員 立岡 学（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局次長、NPO法人ワンファミリー仙台理事長（宮城県指定居住支援法人））

（注）肩書きは令和2年時点

居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設

令和4年度予算案：7.4億円

事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

(1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

(2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

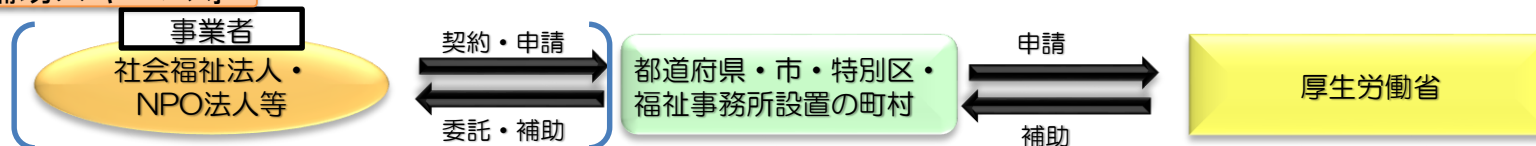
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要に応じた助言等を実施する。

(3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組

② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



(1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）

(2) 補助率：国3/4、自治体1/4